

越前市暴力団排除条例(案)パブリック・コメント実施結果について

実施期間：平成 23 年 7 月 15 日(金)～平成 23 年 8 月 10 日(水)

意見：1名、1件

受付日	年齢	性別	パブリック・コメント (意見概要)	パブリック・コメントに対する 回答(考え方)	条例(案) への反映
7月21日	60代	男	市が暴力団排除条例の制定に取り組むことは不要。 (警察が対応している、弁護士に依頼すればよい。)	福井県暴力団排除条例が平成23年4月1日から施行されたことに伴い、市も越前市暴力団排除条例により、主に、暴力団を利することとならないように市の事務事業や公の施設の利用における措置や暴力団の威力利用、暴力団への利益供与の禁止等を定め、県の暴力団排除条例を補完し、県警察や県暴力追放運動推進センターなどの関係機関と連携を図りながら、市民、事業者、市が協働して社会一体となった暴力団排除活動を推進していくものであります。 また、県内全ての市町においても同様の条例を定める準備を進めており、県・市町が一体となって福井県からの暴力団排除活動を推進していくことを目指しております。	左記主旨条例のため、意見は不採択